

平成二十年十二月十一日提出
質問第三三三九号

年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会に関する再質問

主意書

提出者 山井和則

年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会に関する再質問

主意書

年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会が「改ざんは、現場で組織的に行われていた」と報告し、五〇%以上の訪問調査を受けた高齢者が、「記録が事実と違う」と回答したことを受けて、更に調査が必要と考えるので、改めて、以下、質問する。

一 無年金から記録訂正で受給権を得たケースについて、本年七月以降の人数、金額等の概要をお示しいただきたい。

二 既に「ねんきん特別便」などで記録訂正された事例が、今年の一月から十月で、三五九万件ある。このうち、すでに社会保険業務センターに送られたのは何件か。

三 この三五九万件はいずれすべて業務センターに送られるのか。

四 十月の時点で業務センターでの未処理件数は、推定で七三万件であり、今年に入って処理されたのは数十万件である。ということは、一〇〇―二〇〇万件くらいの件数が、まだ社会保険事務所で保管、あるいは、調査中であり、まだ業務センターに送られてもいない可能性があると考えますが、この可能性はある

か。

五 ある社会保険事務所では、四〇〇〇件程度の記録訂正後の年金記録が、業務センターに送付されずに保管されているという話を現場職員から聞いた。どこの社会保険事務所において、このような件数が何件あるかを国は把握しているか。

六 東京都港区と兵庫県西宮市の社会保険事務所で、記録訂正が行われ、まだ、業務センターに送付されていない件数は何件か。全国平均は、記録訂正後の何件くらいの記録が一つの社会保険事務所にまだあるのか。不明なら、その調査をすべきではないか。

七 今回の調査委員会の報告において、「更なる調査を厚生労働省と社会保険庁が行うべき」と提言している。厚生労働省と社会保険庁は新たに調査を行うべきと考えるが、調査を行うのか。行わないのか。行うならば、どのような調査を行うのか。

右質問する。